

(証券コード 9810)
平成25年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
日 鐵 商 事 株 式 會 社
代表取締役社長 今久保哲大

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル 7階 当社会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第36期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 当社と住金物産株式会社との合併契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役8名選任の件
第5号議案 合併に伴う取締役8名選任の件
第6号議案 監査役2名選任の件
第7号議案 合併に伴う監査役2名選任の件
第8号議案 会計監査人選任の件
第9号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ns-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 企業集団を巡る経済環境

平成24年度の世界経済は、全体としては、前年度を下回る成長となりました。先進国については、米国経済は住宅市場の好転などから緩やかに回復しましたが、欧州は債務問題や金融不安などからマイナス成長となりました。新興国については、先進国向けの輸出が低迷したことなどから、成長は減速しました。

我が国経済は、東日本大震災からの復興需要の遅れ、円高の継続や海外景気の減速による輸出の伸び悩みなどから、大幅な回復には至りませんでした。

② 業界の状況

鉄鋼業界においては、内需は前年度と同水準でしたが、輸出が前年度の震災影響による落ち込みから回復したことから、鋼材需要全体としては増加しました。なお、内需は製造業向けが造船や産業機械向けを中心に減少したものの、建設向けは公共投資による土木、建築を中心に増加しました。これらの結果、我が国の粗鋼生産は前年度比0.8%増の1.07億トンとなり、3年連続で1億トン台を維持しました。

③ 企業集団の状況

本年度を初年度とする「中期ビジョン」に掲げた営業戦略に基づき以下の施策を実行しました。

国内鋼材事業については、地域・顧客密着型営業の強化及び多品種営業の推進を徹底するため、北関東や熊本営業所など複数の地方営業拠点を新設するとともに、NS奥平スチール(株) (平成24年12月設立) の加工・施工機能を活用した近畿地区の屋根・外装分野での建材薄板拡販など市場密着営業に取り組みました。また、この他にも鉄鋼加工・流通市場における再編・統合に積極的に参画すべく、複数の案件につき検討を進めました。

海外鋼材事業については、現地企業と合弁で設立したインドネシアのコイルセンター (PT. IndoJapan Steel Center) の子会社化、バングラデシュのダッカ事務所開設及び人員の増強、タイにおける自動車鋼板需要増を積極的に捕捉すべく、タイのコイルセンター (Bangkok Eastern Coil Center Co., Ltd.) の設備増強を決定したほか、発展途上国での事業展開の検討開始など、引き続き、鉄鋼需要が見込めるアジアでの加工拠点や販売拠点の拡充を図りました。

原燃料事業については、メーカー商社として新日鐵住金(株)とともに共同で推進しているモザンビーク原料炭開発プロジェクトにおける探査権の採掘権への切り替えを進めておりましたが、平成25年4月にモザンビーク共和国政府から採掘権を取得しました。

機材・産業機械事業については、機材事業の新日鐵住金グループ向け資機材の販売に加え、ロシア市場での建設機械中心の産業機械事業において、コンプレッサーや製鉄機械、水処理設備など取扱い商品の拡充に取り組みました。

〈営業成績－売上高、経常利益、当期純利益－及び財務体質〉

【連結業績】

(単位：億円)

	当 期 (平成25年3月期)	前 期 (平成24年3月期)	対 前 期	
			金額	増減率
鋼材	8,671	8,991	△319	△4%
原燃料	1,152	1,239	△87	△7%
機材・産業機械	439	643	△204	△32%
売上高 < > 海外比率	<33.0%> 10,263	<30.7%> 10,875	<2.4%> △611	△6%
鋼材	71	67	3	6%
原燃料	17	23	△5	△23%
機材・産業機械	8	21	△12	△61%
経常利益	97	112	△14	△13%
当期純利益	61	68	△7	△11%

【単体業績】

(単位：億円)

	当 期 (平成25年3月期)	前 期 (平成24年3月期)	対 前 期	
			金額	増減率
国内	5,995	6,659	△663	△10%
貿易 < > 貿易比率	<34.3%> 3,128	<32.5%> 3,200	<1.8%> △72	△2%
(輸出)	(2,746)	(2,843)	(△97)	(△3%)
(輸入)	(382)	(356)	(25)	(7%)
売上高	9,123	9,860	△736	△7%
経常利益	74	88	△14	△16%
当期純利益	50	50	△0	△0%

当連結会計年度の売上高は、輸出鋼材を中心に販売数量が大幅に増加したものの、鋼材販売価格が前期比で下落したことから、連結10,263億円、単体9,123億円と、それぞれ前期比6%及び7%の減収となりました。

経常利益については、連結は前期比13%減益の97億円、単体は16%減益の74億円となりました。

セグメント別に見ると、鋼材については、国内、海外ともに販売価格が需給緩和により下落したことから、単体の売上高は前期比減収となりましたが、販売数量では、国内、輸出向けともに、前期から増加しました。連結子会社は中国子会社が減収となったものの、国内コイルセンターの統合効果や、米国、タイの子会社の増収により、全体では増収となりました。なお、当期より半成品を取り扱うセグメントを原燃料セグメントから鋼材セグメントへ変更しております。

原燃料については、銑鉄の取扱いが増加したものの、ステンレス屑などの価格下落により、単体の売上高は前期比減収となり、資源価格の下落などにより、豪州における石炭権益を保有する子会社も減収となりました。

機材・産業機械については、機材は、新日鐵住金(株)など鉄鋼メーカーの設備投資が引き続き抑制されたことから、単体及びクレーン製造・販売子会社とも、売上高は前期比減収となりました。産業機械は、欧州景気の後退に伴いロシア向け建設機械、機械部品やパイプライン用鋼材などの輸出が減少し、建機関連事業を行うロシア子会社の売上高も減収となりました。

海外売上高比率は33.0%、単体の貿易比率は34.3%と、それぞれ前期から2.4ポイント及び1.8ポイント上昇しております。

当期純利益は、過年度に計上した補償損失引当金の戻入益を特別利益として2億円、投資有価証券評価損や関係会社の退職給付制度改定損などで特別損失を2億円計上した結果、連結は前期比11%減益の61億円、単体はほぼ横這いの50億円となりました。

利益剰余金は連結365億円、単体188億円、自己資本は、連結528億円、単体366億円となり、自己資本比率は連結で前期末比5.4ポイント上昇し20.1%、単体は5.1ポイント上昇し18.7%となりました。

借入金は連結658億円、単体527億円となり、D E比率は連結1.2倍、単体1.4倍と、それぞれ前期末比、0.1ポイント改善しました。

なお、当期の期末配当につきましては、公表どおり一株当たり4円とする（中間配当4円と合わせて通期8円）ことで定時株主総会にお諮りすることといたしました。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度において、約12億円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施しましたが、主なものは、海外ではインドネシアのコイルセンター（PT. IndoJapan Steel Center）建屋等の建設、タイのコイルセンター（Bangkok Eastern Coil Center Co., Ltd.）の設備更新、国内ではN S Mコイルセンター(株)の設備更新などであります。

(3) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、米国は住宅部門の持ち直しが続くなど緩やかな回復が見込まれますが、欧州は停滞が長引く可能性が高いことから、先進国全体では前年度と同程度の成長に止まる見通しです。新興国・途上国は、底堅い消費需要や輸出の回復などから、前年度をやや上回る成長になる見通しです。

我が国経済は、日銀による大胆な金融緩和や新政権下での景気刺激策などにより、次第に景気回復へ向かうことが期待されています。また、円安や海外経済の持ち直しから輸出も緩やかに回復に向かうことが見込まれます。

鉄鋼業界においては、世界の鋼材消費は、中国の成長鈍化はあるものの、その他の新興国の伸びから、平成25年は前年比3%程度増加すると予想されています。また、我が国では震災復興需要の本格化や足元の景況感の改善から設備投資も増加に転じるなど内需は回復が期待されます。輸出は、海外経済の持ち直しや円安などから増加が期待されますが、引き続き、アジア鉄鋼需給の緩和などが懸念されます。

<住金物産㈱との経営統合>

当社と住金物産㈱は平成25年2月7日に経営統合に向けた検討開始について合意し、協議を重ねてまいりましたが、4月26日に合併契約を締結いたしました。

両社は経営統合により、それぞれがこれまで培ってきた経営資源を結集し、新日鐵住金グループを背景に、鉄鋼、繊維、食糧、原燃料、機械、インフラ事業などのコア事業を複合的に展開する商社として、持続的成長を目指していくことで合意しております。

両社の株主総会で合併が承認されれば、新しい統合会社は一体となって経営資源の有効活用を図ることで事業効率を高めるとともに、お客様及び市場のニーズに即したグローバル戦略を加速し、販売力の強化と顧客基盤・市場基盤の拡大を図る所存であります。

株主の皆様におかれましては、当社の現状を何とぞご理解いただき、今後とも格別のご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

区 分	平成21年度 第33期	平成22年度 第34期	平成23年度 第35期	平成24年度 第36期(当期)
売 上 高	919,691	1,079,508	1,087,512	1,026,354
経 常 利 益	7,883	12,753	11,232	9,782
当 期 純 利 益 (1 株 当 た り)	5,245 (37.83円)	7,432 (54.38円)	6,876 (50.70円)	6,138 (45.64円)
純 資 産 (1 株 当 た り)	48,509 (291.90円)	55,967 (319.60円)	58,189 (345.44円)	62,848 (392.77円)
総 資 産	309,698	332,390	333,358	262,171

(注) 平成21年度(第33期)から平成23年度(第35期)の1株当たり純資産の算定にあたっては、種類株式B(平成24年6月29日に全株消却済み)の残余財産の分配に係る当時の定款の定めに従い、種類株式Bの発行済株式数を20倍して算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
N S Mコイルセンター株式会社	400百万円	61.0	鋼板の剪断加工、販売
信栄機鋼株式会社	100百万円	55.0	ステンレス鋼板などの加工、販売
日鐵商事溶材販売株式会社	50百万円	86.0	溶接材料、機器などの販売
NIPPON STEEL TRADING AMERICA, INC. (米国)	10.3百万米ドル	100.0	鉄鋼製品、原料、燃料、物資、機材 などの輸出入
深圳深日鋼材有限公司 (中国)	10.0百万米ドル	79.9	鋼板の剪断加工、販売
東莞鐵和金属製品有限公司 (中国)	10.0百万米ドル	46.0	鋼板の剪断加工、販売
NIPPON STEEL TRADING (H. K.) CO., LTD. (中国)	46.5百万香港ドル	100.0	鉄鋼製品などの輸出入
NIPPON STEEL TRADING (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	100.0百万タイバーツ	100.0	鉄鋼製品などの輸出入
SIAM LOTUS CO., LTD. (タイ)	10.0百万タイバーツ	49.0	鉄鋼製品などの輸出入

(6) 主要な事業内容

事 業	主 要 商 品
鋼 材	H形鋼、形鋼、鉄筋用棒鋼、線材、軌条、厚中板、熱延薄板、冷延薄板、表面処理鋼板、ブリキ、電磁鋼板、鋼管杭、各種鋼管、鋼矢板、土木建材、建築建材、建築工事、特殊鋼、ステンレス、チタン製品、半成品
原 燃 料	石炭、鋼屑、合金鉄、製鉄・製鋼用副原料、石油、潤滑油、バンカーオイル、コークス、非鉄地金、ステンレス屑
機 材 ・ 産 業 機 械	製鉄機械、土木・鉱山用機械、その他産業機械、プラント用鋼材、電気通信計測機器、クレーン、機械部品、圧延ロール、O A機器

(7) 主要な営業所及び工場

当 社	本社（東京都）、大阪支店、名古屋支店、九州支店（福岡市）
主 要 な 子 会 社	N S Mコイルセンター株式会社（東京都） 信栄機鋼株式会社（大阪府） 日鐵商事溶材販売株式会社（東京都） NIPPON STEEL TRADING AMERICA, INC.（米国） 深圳深日鋼材有限公司（中国） 東莞鐵和金属製品有限公司（中国） NIPPON STEEL TRADING (H. K.) CO., LTD.（中国） NIPPON STEEL TRADING (THAILAND) CO., LTD.（タイ） SIAM LOTUS CO., LTD.（タイ）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,228 名	△3 名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
602 名	△14 名	39 歳 7 月	12 年 6 月

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数は出向社員120名を除いております。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	17,257
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	12,592
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,368

(10) 資金調達等についての状況

当社は資金調達の安定性と流動性確保を目的に、取引金融機関との間で、150億円の長期コミットメントライン契約を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 134,801,000株 (うち自己株式 276,414株)
(2) 株主数 5,720名
(3) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新日鐵住金株式会社	43,580	32.4%
三井物産株式会社	33,831	25.1%
日鐵商事社員持株会	2,335	1.7%
山内正義	2,083	1.5%
合同製鐵株式会社	1,993	1.5%
株式会社中山製鋼所	1,674	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,633	1.2%
日本電工株式会社	1,401	1.0%
トピー工業株式会社	1,366	1.0%
株式会社シンニッタ	1,300	1.0%

(注) 持株比率は自己株式(276,414株)を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	今久保 哲 大	鉄鋼貿易管理、鋼材貿易、自動車鋼板、棒線・特殊鋼・チタン、 厚板貿易、ブリキ貿易、海外を管掌 機材、君津支店、東海支店、大阪機材、九州機材、室蘭営業所、 釜石営業所、産業機械、原料、光営業所を管掌 本社鋼材営業（厚板貿易、ブリキ貿易を除く）、北海道支店、東 北支店、盛岡営業所、北関東営業所、新潟営業所、北陸営業所、 大阪支店、名古屋支店、九州支店、プロジェクト営業に関する 事項を管掌 （小池酸素工業株式会社 社外取締役） 経営企画、審査、財務を管掌 人事、秘書を管掌 総務、法務、環境、広報、情報システムを管掌 齋藤専務執行役員を補佐し、本社鋼材営業（厚板、ブリキ貿易 を除く）、プロジェクト営業に関する事項を担当
取 締 役	山 口 和 夫	
取 締 役	横 山 雄 治	
取 締 役	齋 藤 晴 洋	
取 締 役	玉 川 明 夫	
取 締 役	植 村 明 男	
取 締 役	今 林 靖 博	
取 締 役	上 総 論	
常任監査役(常勤)	海老原 生 夫	
常任監査役(常勤)	渡 辺 行 雄	
監 査 役	小 倉 良 弘	(ひびき法律事務所 弁護士)
監 査 役	竹 内 豊	(新日鐵住金株式会社 執行役員)

- (注) 1. 監査役小倉良弘氏及び竹内豊氏は社外監査役であります。また、小倉良弘氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役竹内豊氏は長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 上記記載の者のほか当事業年度中に辞任した会社役員
平成24年6月27日付 監査役 太田 克彦
4. 平成25年4月1日以降の業務執行体制は次のとおりであります。

地 位	氏 名	主たる担当など
社 長	※今久保 哲 大	鉄鋼貿易管理、鋼材貿易、自動車鋼板、棒線・特殊鋼・チタン、 厚板貿易、ブリキ貿易、海外を管掌 機材、君津支店、東海支店、大阪機材、九州機材、室蘭営業所、 釜石営業所、産業機械、原料、光営業所を管掌 本社鋼材営業（厚板貿易、ブリキ貿易を除く）、北海道支店、東 北支店、北関東営業所、新潟営業所、北陸営業所、大阪支店、名 古屋支店、九州支店、プロジェクト営業に関する事項を管掌 経営企画、審査、財務を管掌
専務執行役員	※山 口 和 夫	
専務執行役員	※横 山 雄 治	
専務執行役員	※齋 藤 晴 洋	
専務執行役員	※玉 川 明 夫	

地 位	氏 名	主 たる 担 当 な ど
常務執行役員	※植村明男	人事、秘書を管掌
常務執行役員	山田 聡	山口専務執行役員を補佐し、中国を担当
常務執行役員	※今林靖博	総務、法務、環境、広報、情報システムを管掌
常務執行役員	※上 総 論	齋藤専務執行役員を補佐し、本社鋼材営業（厚板、ブリキ貿易を除く）、プロジェクト営業に関する事項を担当
執行役員	中野行雄	山口専務執行役員を補佐し、タイ、ベトナム、インドを担当
執行役員	森脇慶司	齋藤専務執行役員を補佐し、大阪支店を担当<大阪支店長> 大阪機材につき横山専務執行役員に協力
執行役員	関根由一郎	横山専務執行役員を補佐し、機材、君津支店、東海支店、大阪機材、九州機材、室蘭営業所、釜石営業所、産業機械、原料、光営業所を担当
執行役員	中村敏明	山口専務執行役員を補佐し、鉄鋼貿易管理、鋼材貿易第一、棒線・特殊鋼・チタン、厚板貿易、ブリキ貿易、バングラデシュ、ドバイを担当
執行役員	末木裕治	山口専務執行役員を補佐し、鋼材貿易第二、自動車鋼板を担当
執行役員	加藤和彦	玉川専務執行役員を補佐し、経営企画、審査を担当
執行役員	富本音丸	山口専務執行役員を補佐し、鋼材貿易第三を担当
執行役員	前田真吾	齋藤専務執行役員を補佐し、名古屋支店を担当<名古屋支店長>
執行役員	岡山浩之	玉川専務執行役員を補佐し、社長特命事項を担当
執行役員	遠近政則	齋藤専務執行役員を補佐し、九州支店を担当<九州支店長> 九州機材につき横山専務執行役員に協力

※は取締役を兼務しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8名 244,375千円

監査役 5名 44,266千円 (うち社外 3名 5,800千円)

※上記には、平成24年6月27日開催の第35回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外監査役 小倉良弘氏

ア) 重要な兼職先と当社との関係

同氏はひびき法律事務所の弁護士であり、同事務所と当社との関係で記載すべき事項はありません。

イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

15回のうち14回出席

・監査役会への出席状況

12回のうち12回出席

・発言の状況

監査役として業務監査の観点から必要な発言を適宜行っております。

② 社外監査役 竹内 豊氏

ア) 重要な兼職先と当社との関係

同氏は新日鐵住金株式会社の執行役員であり、同社は当社の主要取引先であり、当社の大株主(第一位)という関係にあります。

イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

13回のうち9回出席

・監査役会への出席状況

10回のうち6回出席

・発言の状況

監査役として業務監査の観点から必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第36条第2項の規定により、同法第423条第1項の行為に関する社外監査役の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、各社外監査役との間で締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56,000千円
・当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56,000千円

(注) 1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

2. 重要な子会社のうちNIPPON STEEL TRADING AMERICA, INC.、深圳深日鋼材有限公司、東莞鐵和金属製品有限公司、NIPPON STEEL TRADING(H.K.)CO., LTD.、NIPPON STEEL TRADING(THAILAND)CO., LTD.、SIAM LOTUS CO., LTD. は上記の監査法人以外の監査法人から監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役会の決議により会計監査人を解任するほか、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には株主総会に当該会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指す。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行ったうえで、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各執行役員は、自部門における事業遂行上のリスクの把握・評価を行い、規程等に基づき対応する。

安全衛生、防災、情報管理、知的財産、環境・品質管理、財務報告の信頼性等、企業の社会的責任に関するリスクについては、当該リスクに係わる社内機能部門が全社横断的観点から規程等を整備し、各部門に周知するとともに、各部門におけるリスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言等の対応を行う。また、重要事項については、取締役会及び全般的な業務執行方針の審議機関である経営会議に報告する。

経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に、損害・影響等を最小限にとどめるため、経営会議を直ちに招集し、社長の指揮のもと、迅速に必要な対応を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画・事業戦略・投融資等の重要な個別執行事項については、経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとし、各執行役員が遂行する。また、基本規定、組織規定及び業務規定において各執行役員の権限・責任を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部統制システムの運用については、各執行役員の責任のもと各部門が自律的にマネジメントを行うこととする。
各執行役員は、自部門における法令及び規定の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに当該内容に応じ、総務法務部、人事秘書部、財務部及びコンプライアンス管掌執行役員に報告する。報告を受けた部門は、各機能部門と連携し、是正及び再発防止に努める。
内部監査部門は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、規則違反や不正行為の発生防止、早期発見・是正を図る。
これらの部門は、業務上の法令違反等の重要な事実について、内部監査委員会、経営会議又は取締役会に報告する。
社員は、法令及び規定を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則及び賞罰規程に基づき懲戒処分を行う。
社員及びその家族から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を、社内・社外に設置・運用する。
法令及び規定遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・拡充する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び各グループ会社の業務運営における判断の基準とするため、法令遵守等に関する社長通達を策定し、これを周知・徹底する。
当社グループは、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。
グループ会社の管理に関しては、関係会社管理規程において、グループ会社管理に関する基本的なルールを定め、グループ会社各社の管理を担当する執行役員のもと、その適切な運用を図る。
当社の各グループ会社の内部統制システムについては、各執行役員及びグループ会社の社長の責任のもと自律的な構築・運用を基本とする。
あわせて、各機能部門によるリスクマネジメント活動を通じて当社グループ会社の内部統制に関する施策の充実を図る。
当社グループは、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

⑦ 監査役の監査に関する事項

取締役及び使用人は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役及び監査役会に報告する。

取締役は、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、取締役会及び経営会議において、監査役との間で情報を共有し、意思の疎通を図る。また、必要に応じて監査役より報告を受ける。

内部監査部門は、監査役との間で必要の都度、経営上の重要課題等に関する意見交換を行う等、連携を図る。

監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、事務局員若干名を配置する。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、事務局員は専任配置とし、監査役のもとで監査事務に関する業務を行う。事務局員の人事異動・評価等については、監査役との協議を要するものとする。

(2) 株式会社の支配に対する基本方針

特記すべき事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の推移を踏まえ、経営基盤及び財務体質の一層の強化に向けた自己資本の蓄積や企業価値向上のための投資などを総合的に勘案しつつ、株主の皆様への継続的、安定的な利益還元に十分留意のうえ、経営上の重要課題である配当方針を決定しております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額・持株数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	219,024	流動負債	178,298
現金及び預金	19,536	支払手形及び買掛金	107,120
受取手形及び売掛金	159,123	電子記録債務	7,490
リース債権及びリース投資資産	3,178	短期借入金	50,868
商品及び製品	27,844	貿易債権流動化債務	3,111
繰延税金資産	1,164	未払法人税等	1,317
短期貸付金	5	賞与引当金	884
その他	8,622	その他	7,504
貸倒引当金	△452	固定負債	21,024
固定資産	43,146	長期借入金	15,000
有形固定資産	18,686	貿易債権流動化債務	1,747
建物及び構築物	6,965	退職給付引当金	616
機械装置及び運搬具	2,681	債務保証損失引当金	104
工具、器具及び備品	312	訴訟損失引当金	245
土地	8,302	その他	3,310
リース資産	194	負債合計	199,322
建設仮勘定	231	(純資産の部)	
無形固定資産	1,061	株主資本	54,020
ソフトウェア	720	資本金	8,750
その他	341	資本剰余金	8,750
投資その他の資産	23,398	利益剰余金	36,594
投資有価証券	14,001	自己株式	△73
長期貸付金	213	その他の包括利益累計額	△1,198
繰延税金資産	443	その他有価証券評価差額金	603
その他	9,079	繰延ヘッジ損益	△69
貸倒引当金	△339	為替換算調整勘定	△1,732
		少数株主持分	10,026
		純資産合計	62,848
資産合計	262,171	負債純資産合計	262,171

連結損益計算書

（自 平成24年4月1日）
（至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	1,026,354
売上原価	980,535
売上総利益	45,818
販売費及び一般管理費	35,888
営業利益	9,930
営業外収益	
受取利息	369
受取配当金	192
持分法による投資利益	489
貸倒引当金戻入	129
その他	663
営業外費用	
支払利息	1,148
為替差損	384
債権売却損	90
その他	367
経常利益	9,782
特別利益	
補償損失引当金戻入	278
特別損失	
投資有価証券評価損	137
退職給付制度改定損	101
ゴルフ会員権売却損	16
税金等調整前当期純利益	9,804
法人税、住民税及び事業税	3,258
法人税等調整額	175
少数株主損益調整前当期純利益	6,370
少数株主利益	232
当期純利益	6,138

連結株主資本等変動計算書

（自 平成24年4月1日）
（至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,750	8,750	35,560	△72	52,988
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,105		△1,105
当 期 純 利 益			6,138		6,138
自 己 株 式 の 取 得				△4,001	△4,001
自 己 株 式 の 消 却		△4,000		4,000	—
その他資本剰余金の負の残高の振替		4,000	△4,000		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,033	△1	1,032
当 期 末 残 高	8,750	8,750	36,594	△73	54,020

	その他の包括利益累計額			少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘		
当 期 首 残 高	341	△46	△4,032	8,938	58,189
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,105
当 期 純 利 益					6,138
自 己 株 式 の 取 得					△4,001
自 己 株 式 の 消 却					—
その他資本剰余金の負の残高の振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	262	△22	2,299	1,087	3,627
当 期 変 動 額 合 計	262	△22	2,299	1,087	4,659
当 期 末 残 高	603	△69	△1,732	10,026	62,848

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

① 連結子会社の数 38社

② 主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

① 主要な非連結子会社の名称は、Takahashi Steel(H.K.)Co., Ltd.であります。

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

① 持分法を適用した非連結子会社はありません。

② 持分法を適用した関連会社の数 17社

主要な会社の名称は、NSステンレス㈱、蘇州日鉄金属製品有限公司、上海嘉日鋼板製品有限公司であります。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称等

① 主要な会社は、Takahashi Steel(H.K.)Co., Ltd.であります。

② 持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの … 主として移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として法人税法に規定する基準に基づく定率法、海外連結子会社は主として見積耐用年数に基づく定額法によっております。

ただし、当社の建物（建物附属設備は除く）及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる、損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として法人税法に規定する減価償却の方法と同一の基準に基づく定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、次回賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異（4,431百万円）については、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生した連結会計年度において費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法によりそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

(追加情報)

当連結会計年度において一部の国内連結子会社は退職給付制度の改定を行っております。

④ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑤ 訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等は発生連結会計年度の期間費用としております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,945百万円
2. 保証債務及び手形遡求債務等

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関借入金等に対する債務保証であり、その主な保証先は次のとおりであります。また、保証人の中で負担の取決めがある場合には、当社の負担額を記載しております。

蘇州日鉄金属製品有限公司	831百万円
上海嘉日鋼板製品有限公司	354百万円
サントク精研(株)	250百万円
Siam Tinplate Co., Ltd.	122百万円
その他(4件)	209百万円
計	<u>1,768百万円</u>

- (2) 受取手形割引高 5,550百万円
(3) 受取手形裏書譲渡高 175百万円
(4) 債権流動化に伴う買戻義務 8,475百万円

3. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日の満期手形については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	7,313百万円
支払手形	515百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 134,801,000株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	538	4円	平成24年3月31日	平成24年6月28日
	種類株式B	28	72円3銭5厘5毛	平成24年3月31日	平成24年6月28日
平成24年10月31日 取締役会	普通株式	538	4円	平成24年9月30日	平成24年12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	538	利益剰余金	4円	平成25年 3月31日	平成25年 6月24日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によることとしております。

デリバティブ取引は、「デリバティブ取引管理規程」に基づき、実需が伴う取引に限定することとし、売買益を目的とした投機的行為は一切行っておりません。

なお、通貨関連では、輸出入取引における外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し採算を確定するため、取引の都度、決済に必要な外貨額について先物為替予約取引を行っております。

金利関連では、借入金等金融取引における支払利息の負担軽減又は金利変動リスクの回避を目的としたデリバティブ取引（金利スワップ及び通貨スワップ）を行っております。

コモディティ関連では、一部の固定価格で販売する商品における時価変動リスクの回避と採算確定を目的としたコモディティスワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、そのほとんどが1年以内の決済期日であります。営業債権は顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出入取引に係る外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、対応する外貨建ての営業債務がない場合は、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、海外連結子会社への産業機械の輸出に係る長期外貨建延払債権については、為替変動リスクを回避するため、債権発生後直ちに全額譲渡しております。

リース債権及びリース投資資産は、海外連結子会社における産業機械の所有権移転ファイナンス・リース取引に係る長期外貨建債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、長期外貨建債権として為替の変動リスクに晒されておりますが、対応する外貨建貿易債権流動化債務があります。

投資有価証券は、営業戦略の展開に必要な投資として、主に取引先との関係強化のため保有している株式であり、市場価格の変動リスク、投資先の業績や財政状態などによる資産価値変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の決済期日であります。輸出入取引に係る外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、対応する外貨建ての営業債権がない場合は、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

一部の固定価格で販売する商品については、価格の変動リスクに晒されておりますが、コモディティスワップを利用してヘッジしております。

短期借入金及び長期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の調達を目的に「資金管理規程」に基づき行っております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。このうち長期のものについては、金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約毎にデリバティブ取引（金利スワップ及び通貨スワップ）を利用してヘッジを行っております。

貿易債権流動化債務は、主に上述しました海外連結子会社への産業機械の輸出に係る外貨建債権の遡及義務付き流動化額を、連結上、債務として計上したものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、商取引の安全性確保を主眼とし実行の可否を決定しております。

営業債権については、取引開始に先立ち、「取引限度取扱規程」に従って取引先ごとに設定された決済条件及び債権残高限度額に基づき管理するとともに、日常業務の遂行過程においては、取引先の状況の充分な把握やグループ内での密接な情報交換等により、回収懸念の早期把握や貸倒れ発生防止に努めております。

デリバティブ取引については、相手先の契約不履行による信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の市場価格の変動に係るリスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、対応する外貨建ての営業債権債務がない場合は、把握された為替リスクに対して、取引の発生の都度、決済に必要な外貨額について先物為替予約取引によりヘッジしております。一部の外貨建債権については、譲渡により為替変動リスクを回避しております。また、一部の固定価格で販売する商品については、コモディティスワップを利用して価格変動リスクをヘッジしております。

投資有価証券の取得に際しては、「投融資管理規程」に基づき、発行体の業績や財政状態、証券市場の動向を分析し、期待収益率の算定など、経済性の評価を行った上で実行しております。取得後は、当該有価証券の時価、投資先の業績や財政状態、当社グループとの取引関係を定期的に把握し、保有意義の確認を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、営業活動における資金収支、投融資等を織り込んだ資金計画を四半期毎に作成し、月次でもより詳細な資金収支状況の把握、管理を行っております。

また、資金調達手段の多様化や複数の金融機関からの借入枠設定及び市場環境を考慮した長短借入金のバランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

さらに、資金調達の安定性と流動性確保を目的に、取引金融機関との間で、150億円の長期コミットメントライン契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」における金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」(注1) (10) におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B) - (A)
(1) 現金及び預金	19,536	19,536	—
(2) 受取手形及び売掛金	159,123	159,123	—
(3) リース債権及びリース投資資産	3,178	3,140	△38
(4) 投資有価証券 その他有価証券	5,640	5,640	—
資産計	187,480	187,442	△38
(5) 支払手形及び買掛金	107,120	107,120	—
(6) 電子記録債務	7,490	7,490	—
(7) 短期借入金	50,868	50,868	—
(8) 貿易債権流動化債務	4,859	4,832	△27
(9) 長期借入金	15,000	15,172	172
負債計	185,339	185,484	145
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権及びリース投資資産

この時価については、契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 投資有価証券

この時価については、主に取引所の価格によっております。

負 債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 貿易債権流動化債務

この時価については、契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当社の信用リスクを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) 長期借入金

このうち、長期固定借入金の時価については、残存期間における元利金のキャッシュ・フローを、残存期間について、現時点で同様の長期固定借入を行った場合に適用されると合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、長期変動借入金は、金利スワップの特例処理、通貨スワップの振当処理の対象とされており（下記(10)②参照）、これらの時価については、金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された残存期間における元利金のキャッシュ・フローを、残存期間について、現時点で同様の借入を行った場合に適用されると合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(10) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

なお、コモディティスワップ取引を行っておりますが、期末残高がないため記載しておりません。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法	
				うち1年超			
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	8,500	8,500	(*1)	/	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	2,000	2,000	(*1)		
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建	売掛金	米ドル	9,528	5	183	取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
	人民元		517	—	96		
	ユーロ		142	—	0		
	豪ドル		44	—	2		
	タイバツ		7	—	0		
	香港ドル		6	—	0		
	買建	買掛金	米ドル	3,185	—	△32	
	円		183	—	△8		
	ユーロ		38	—	5		
	豪ドル		9	—	0		
香港ドル	0	—	0				
合計			13,664	5	—	/	

(*1) 金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(9)参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	8,360

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 392円77銭

1株当たり当期純利益金額 45円64銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

当社と住金物産㈱は平成25年10月1日に両社が経営統合することにつき最終的に合意し、平成25年4月26日開催のそれぞれの取締役会において承認のうえ、合併契約を締結いたしました。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	165,251	流動負債	142,796
現金及び預金	7,788	支払手形	591
受取手形	10,226	電子記録債権	7,492
売掛金	129,674	買掛金	89,152
商品及び製品	8,170	短期借入金	37,720
前払費用	2,820	リース負債	6
前払税金	147	未払費用	225
繰延税金資産	578	未払法人税等	1,202
未収金	139	未払法	960
関係会社短期貸付金	2,812	前受り	3,318
未収入金	263	預り	1,239
未収消費税	2,571	前受り	52
その他	186	賞与引当金	568
貸倒引当金	△129	その他	265
固定資産	31,279	固定負債	17,045
有形固定資産	5,171	長期借入金	15,000
建物	1,170	リース負債	4
構築物	65	繰延税金負債	591
機械及び装置	76	債権保証損失引当金	104
車両運搬具	0	長期預り	1,304
工具、器具及び備品	31	資産除去債	4
土地	3,816	その他	36
リース資産	11		
無形固定資産	469	負債合計	159,841
ソフトウェア	469	(純資産の部)	
その他	0	株主資本	36,261
投資その他の資産	25,637	資本	8,750
投資有価証券	7,228	資本剰余金	8,750
関係会社株	9,250	資本準備金	8,750
関係会社出資	761	利益剰余金	18,827
長期貸付金	4,100	その他利益剰余金	18,827
従業員に対する長期貸付金	76	繰越利益剰余金	18,827
破産更生債権等	51	自己株式	△66
長期前払費用	205	評価・換算差額等	427
前払年金	63	その他有価証券評価差額金	556
差入保証金	2,170	繰延ヘッジ損益	△128
その他	1,516		
貸倒引当金	512	純資産合計	36,688
	△300	負債純資産合計	196,530
資産合計	196,530		

株主資本等変動計算書

（自 平成24年4月1日）
（至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	種 類 株 式 B 取 得 積 立 金				
当 期 首 残 高	8,750	8,750	—	—	18,923	△65		36,357	
当 期 変 動 額									
種類株式B取得積立金の積立				4,000	△4,000			—	
種類株式B取得積立金の取崩				△4,000	4,000			—	
剰 余 金 の 配 当					△1,105			△1,105	
当 期 純 利 益					5,009			5,009	
自 己 株 式 の 取 得						△4,001		△4,001	
自 己 株 式 の 消 却			△4,000			4,000		—	
その他資本剰余金の負の残高の振替			4,000		△4,000			—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△95	△1		△96	
当 期 末 残 高	8,750	8,750	—	—	18,827	△66		36,261	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
当 期 首 残 高	322	△52	36,628
当 期 変 動 額			
種類株式B取得積立金の積立			—
種類株式B取得積立金の取崩			—
剰 余 金 の 配 当			△1,105
当 期 純 利 益			5,009
自 己 株 式 の 取 得			△4,001
自 己 株 式 の 消 却			—
その他資本剰余金の負の残高の振替			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	233	△76	157
当 期 変 動 額 合 計	233	△76	60
当 期 末 残 高	556	△128	36,688

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商 品 … 移動平均法（一部の商品については個別法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する減価償却の方法と同一の基準を採用しており、建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる、損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する減価償却の方法と同一の基準に基づく定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、次回賞与支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額を超えているため、当該超過額を「前払年金費用」として貸借対照表に計上しております。

会計基準変更時差異（4,018百万円）については、15年による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法によりそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等は発生事業年度の期間費用としております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「未収入金」に含めていた「未収消費税等」は、総資産の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の流動資産の「未収入金」に含まれる「未収消費税等」は1,848百万円であります。

前事業年度において、投資その他の資産の「長期前払費用」に含めていた「前払年金費用」は、総資産の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の投資その他の資産の「長期前払費用」に含まれる「前払年金費用」は2,623百万円であります。

(損益計算書)

「為替差損」は従来発生した事業年度においては、営業外費用の「その他」に含めていましたが、当事業年度は営業外費用の100分の10を超えたため、区分掲記しております。なお、前事業年度において営業外費用の「その他」に含まれる為替差損は発生しておりません。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,992百万円

2. 保証債務及び手形遡求債務等

(1) 保証債務

関係会社等の金融機関借入金等に対する債務保証であり、その主な保証先は次のとおりであります。なお、保証人の間で負担の取決めがある場合には、当社の負担額を記載しております。

蘇州日鉄金属製品有限公司	831百万円
上海嘉日鋼板製品有限公司	354百万円
NS Hanoi Steel Service Co.,Ltd.	253百万円
サントク精研(株)	250百万円
Siam Tinplate Co.,Ltd.	122百万円
その他(4件)	209百万円
計	<u>2,022百万円</u>

(2) 受取手形割引高 10,829百万円

(3) 債権流動化に伴う買戻義務 8,475百万円

(4) 貿易債権流動化残高 4,859百万円

流動化対象債権に係る商品については所有権を留保しております。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 39,813百万円

短期金銭債務 20,423百万円

4. 事業年度末日満期手形

事業年度末日の満期手形については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形 6,478百万円

支払手形 112百万円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	187,724百万円
仕入高	527,494百万円
営業取引以外の取引高	2,862百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	276,414株
------	----------

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、貸倒引当金及び未払事業税等の否認であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額は527百万円であります。

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約（リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの）により使用している主な固定資産として、事務機器があります。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	新日鐵住金(株)	(所有) 直接0.0% (被所有) 直接32.5% 間接1.8%	各種鉄鋼製品の仕入並びに原燃料等の販売 役員の転籍及び兼任	各種鉄鋼製品の仕入	492,533	買掛金	14,824
				原燃料及び機械等の販売	61,249	売掛金	17,796
				種類株式Bの取得	4,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

各種鉄鋼製品の仕入、原燃料及び機械等の販売の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注) 1. 金額のうち、「取引金額」には消費税等が含まれておらず、債権債務の「期末残高」には消費税等が含まれております。

2. 種類株式Bは、会社法第156条に基づき平成24年6月27日開催の定時株主総会の承認を得て取得したものであります。

2. 関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	N S Mコイルセンター(株)	(所有) 直接61.0%	各種鉄鋼製品 の仕入並び に販売	各種鉄鋼製 品の販売	14,632	売掛金	4,661
	Nippon Steel Trading America, Inc.	(所有) 直接100.0%	各種鉄鋼製 品の販売	各種鉄鋼製 品の販売	14,738	売掛金	603
	タカハシスチール (株)	(所有) 直接80.0%	特殊鋼の販 売	特殊鋼の販 売	5,645	売掛金	2,099
関連会社	鐵商(株)	(所有) 直接35.3% (被所有) 直接0.0%	各種鉄鋼製 品の仕入並 びに販売	各種鉄鋼製 品の販売	11,832	売掛金	2,446
	(株)ジェイエスプロ セッシング	(所有) 直接35.0%	ステンレス 屑等の仕入 並びに販売	ステンレス 屑等の販売	15,722	売掛金	2,001

取引条件及び取引条件の決定方針等

記載各社との各種鉄鋼製品等の仕入、販売の取引条件は、いずれも当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注) 金額のうち、「取引金額」には消費税等が含まれておらず、債権債務の「期末残高」には消費税等が含まれております。

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	新日鐵住金ステンレス㈱ (新日鐵住金㈱の子会社)	なし	各種ステンレス製品の仕入並びにステンレス屑等及び各種鉄鋼製品の販売	ステンレス屑等及び各種鉄鋼製品の販売	38,564	売掛金	4,392
				各種ステンレス製品の仕入	20,856	買掛金	982
	日鐵住金建材㈱ (新日鐵住金㈱の子会社)	(被所有)直接1.0%	各種鉄鋼製品の仕入並びに販売	各種鉄鋼製品の販売	13,725	売掛金	4,552
				各種鉄鋼製品の仕入	19,595	買掛金	6,121
	日鉄住金鋼板㈱ (新日鐵住金㈱の子会社)	なし	各種鉄鋼製品の仕入並びに販売	各種鉄鋼製品の販売	21,645	売掛金	9,082
				各種鉄鋼製品の仕入	11,805	買掛金	3,788
大阪製鐵㈱ (新日鐵住金㈱の子会社)	(被所有)直接0.0%	各種鉄鋼製品の仕入並びに販売	各種鉄鋼製品の仕入	14,308	買掛金	4,708	
小松シャリング㈱ (新日鐵住金㈱の子会社)	なし	各種鉄鋼製品の仕入並びに販売	各種鉄鋼製品の販売	4,446	売掛金	2,179	

取引条件及び取引条件の決定方針等

記載各社との各種鉄鋼製品等の仕入、販売の取引条件は、いずれも当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注) 金額のうち、「取引金額」には消費税等が含まれておらず、債権債務の「期末残高」には消費税等が含まれております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	272円73銭
1株当たり当期純利益金額	37円24銭

X. 重要な後発事象に関する注記

当社と住金物産㈱は平成25年10月1日に両社が経営統合することにつき最終的に合意し、平成25年4月26日開催のそれぞれの取締役会において承認のうえ、合併契約を締結いたしました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

日鐵商事株式會社
取締役會 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳 澤 秀 樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵 洋 志	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 野 聡 人	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日鐵商事株式會社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日鐵商事株式會社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年4月26日に住金物産株式会社と合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

日鐵商事株式會社
取締役會 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳 澤 秀 樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵 洋 志	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 野 聡 人	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日鐵商事株式會社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年4月26日に住金物産株式会社と合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査方法等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、重要な不備はない旨の報告を取締役及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月15日

日 鐵 商 事 株 式 會 社 監 査 役 会

常任監査役(常勤)	海老原 生 夫	ⓧ
常任監査役(常勤)	渡 辺 行 雄	ⓧ
社 外 監 査 役	小 倉 良 弘	ⓧ
社 外 監 査 役	竹 内 豊	ⓧ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第36期の期末配当につきましては、業績の推移を踏まえ、経営基盤及び財務体質の一層の強化に向けた自己資本の蓄積や企業価値向上のための投資などを総合的に勘案しつつ、株主の皆様への継続的、安定的な利益還元に十分留意し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類及びその総額

金銭とし、総額538,098,344円といたしたいと存じます。

(2) 配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき、4円といたしたいと存じます。

これにより、平成24年12月に中間配当金として1株につき4円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金の合計は1株につき8円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月24日

第2号議案 当社と住金物産株式会社との合併契約承認の件

当社は平成25年4月26日に住金物産株式会社（以下「住金物産」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、住金物産を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）の方式による合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本合併契約の承認をお願いいたしますと存じます。

1. 合併を行う理由

両社がこれまで事業を行ってきた鉄鋼、繊維、食糧、原燃料、機械、インフラ事業等の各事業分野、特に鉄鋼事業分野では外部環境が急速に変化しており、今後ますます競争が激しくなっていくことが予想されます。

かかる状況下において両社はそれぞれ成長・発展の道を模索して参りましたが、経営統合により、両社がこれまで培ってきた経営資源を結集し、新日鐵住金グループを背景に、上記のコア事業を複合的に展開する商社として、持続的成長を目指していくことで合意いたしました。新しい統合会社は一体となってお客様目線を徹底し、経営資源の有効活用を図ることで事業効率を高めるとともに、お客様及び市場のニーズに即したグローバル戦略を加速し、販売力の強化と顧客基盤・市場基盤の拡大を図って参ります。

2. 合併契約の内容

当社及び住金物産が平成25年4月26日付で締結した本合併契約の内容は、以下のとおりです。

合併契約書(写)

住金物産株式会社(以下「甲」という。)及び日鐵商事株式会社(以下「乙」という。)は、甲と乙との合併(以下「本合併」という。)に関し、平成25年4月26日(以下「本契約締結日」という。)、以下のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(当事会社及び合併の方法)

1. 甲及び乙は、乙を吸収合併存続会社、甲を吸収合併消滅会社として合併する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社である乙及び吸収合併消滅会社である甲の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：日鐵商事株式会社
住所：東京都千代田区大手町二丁目2番1号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：住金物産株式会社
住所：大阪府大阪市西区新町一丁目10番9号
3. 本合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)以降の吸収合併存続会社の商号は、日鉄住金物産株式会社とする。また、本店は東京都港区に置く。

第2条(本合併に際して交付する株式の数及びその割当に関する事項)

1. 乙は、本合併に際して、甲の株主(甲及び乙を除く。)に対して、その有する甲の株式に代わる金銭等として、本合併が効力を生ずる時点の直前時の甲の各株主(甲及び乙を除く。)が保有する甲の普通株式の合計数に1.08を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時の甲の各株主(甲及び乙を除く。)に対して、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1.08株の割合をもって乙の普通株式を割り当てる。

第3条(本合併により増加する資本金及び準備金の額)

本合併により増加する乙の資本金の額及び合併後の資本金の額は次のとおりとし、資本準備金及び利益準備金の額は増加させない。但し、効力発生日に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し、合意の上、これを変更することができる。

増加する資本金：35億85百万円 合併後の資本金：123億35百万円

第4条(効力発生日)

効力発生日は、平成25年10月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由によ

り必要な場合には、甲及び乙が協議し、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（合併承認総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会（以下「合併承認総会」という。）を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

第6条（本合併に際して就任する取締役及び監査役）

1. 本合併に際して新たに乙の取締役及び監査役に就任すべき者（以下「本合併新任役員」という。）は、以下のとおりとする。但し、本合併新任役員の就任の時期は効力発生日とする。
取締役：宮坂一郎、岡田充功、江口恒明、鎌田健治、霜鳥悦功、栗田啓二、竹田政晴、
天谷雅俊
監査役：新屋敷信幸、渡部毅
2. 効力発生日の前日の乙の取締役及び監査役のうち、効力発生日以降も乙の取締役及び監査役の任に就く者（以下「本合併継続役員」という。）は、以下のとおりとする。
取締役：樋渡健治、山口和夫、玉川明夫、植村明男、上総諭、今久保哲大
監査役：今林靖博、小倉良弘、竹内豊
3. 乙は、乙の合併承認総会において、本合併の効力が生じることを停止条件として本合併新任役員を効力発生日付で乙の取締役及び監査役に選任する旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもって通常の業務の範囲内で、それぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、重要な資産の処分又は債務若しくは責任の負担その他その事業に重大な影響を与える行為をする場合には、相手方当事者の事前の書面による承諾を得なければならない。

第8条（剰余金の配当限度額）

1. 甲は、平成25年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、甲の株主総会の決議に基づき、普通株式1株当たり8円、総額1,294,736,864円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることができる。
2. 乙は、平成25年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、乙の株主総会の決議に基づき、普通株式1株当たり4円、総額538,098,344円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることができる。

第9条（中間配当の限度額）

1. 甲は、平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、甲の取締役会の決議に基づき、普通株式1株当たり6円、総額971,052,648円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることができる。
2. 乙は、平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、乙の取締役会の決議に基づき、普通株式1株当たり5円、総額672,622,930円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることができる。
3. 本条第1項に基づき、甲による剰余金の配当が行われる場合、乙は、本合併の効力発生日において、甲の当該配当金の支払義務を承継するものとし、本条第1項の株主に対し当該配当金の支払を行うものとする。

第10条（乙の株式の上場維持）

甲及び乙は、本合併に際し、乙の普通株式の東京証券取引所市場第一部での上場を維持するために必要な手続をとるものとする。

第11条（役員退職慰労金）

1. 乙は、本契約締結日現在の乙の取締役又は監査役のうち、本合併継続役員以外の者でかつその在任期間に対応する退職慰労金の支払を受けていない者に対して、乙の平成18年6月28日開催の株主総会における決議に基づき、退職慰労金を支払う。
2. 乙は、本契約締結日現在の甲の取締役又は監査役（本合併新任役員か否かを問わない。）のうち、その在任期間に対応する退職慰労金の支払を受けていない者に対して、甲の平成20年6月24日開催の株主総会における決議に基づき、本合併の効力発生日以降に、退職慰労金を支払う。

第12条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明した場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であると判明した場合、及び公正取引委員会その他官公署から本合併に関し重大な条件が付された場合を含む。）には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第13条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲又は乙の合併承認総会において、本契約につき承認が得られなかった場合又は前条に従い本契約が解除された場合にはその効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約を2通作成し、甲及び乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年4月26日

甲：大阪府大阪市西区新町一丁目10番9号
住金物産株式会社
代表取締役社長 岡田 充功 ⑩

乙：東京都千代田区大手町二丁目2番1号
日鐵商事株式會社
代表取締役社長 今久保 哲大 ⑩

3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①本合併に係る割当ての内容

当社は、本合併に際して、本合併の効力発生日の直前時における住金物産の各株主（住金物産の自己株式を除く）に対して、その有する住金物産の普通株式1株につき、当社の普通株式1.08株の割合をもって当社の普通株式を割り当てます。

	当社 (吸収合併存続会社)	住金物産 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容 (合併比率)	1	1.08

(注1) 本合併により交付する当社の株式数：普通株式：174,789,476株（予定）

（なお、本合併により交付する株式数は、住金物産の自己株式数の変動等により、今後修正される可能性があります。）

(注2) 住金物産の株式1株に対して、当社の株式1.08株を割当て交付します。ただし、住金物産が保有する自己株式2,691,986株（平成25年3月31日現在）については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有することになる住金物産の株主の皆様は、当社の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買取制度（1,000株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（1,000株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（1,000株）となる数の普通株式を当社から買い増すことを請求することができる制度です。

現時点では当社は単元未満株式の買増制度を採用しておりませんが、平成25年6月21日に開催予定の当社の定時株主総会で定款変更議案が承認されることを条件に当社の単元未満株式の買増制度を新設させていただく予定です。

(注4) 本合併に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる住金物産の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

②本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

ア) 算定の基礎

住金物産及び当社は、本合併に用いられる合併比率の算定に当たって公正性・妥当性を期すため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。住金物産は第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を起用し、当社は第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を起用いたしました。

SMB C日興証券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両社についてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。なお、下記の合併比率のレンジは、住金物産の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価法	1.06 ～ 1.08
DCF法	1.03 ～ 1.40

なお、市場株価法については、平成25年4月25日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

また、SMB C日興証券は、下記エ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、住金物産の取締役会からの依頼に基づき、平成25年4月26日付にて、下記的前提条件その他一定の前提条件及び免責条件のもとに、本合併の合併比率が、住金物産の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を住金物産に提出しております。

SMB C日興証券は、フェアネス・オピニオンを述べるにあたり、また、その基礎となる合併比率の算定を行うにあたり、検討された財務情報又は財務予測を含め、住金物産及び当社のいかなる情報(一般に公開され入手可能であるか、住金物産又は当社から提供されたかを問いません。)についても、その正確性及び完全性について独自に検証する責任を負っておらず、また独自に検証しておりません。したがって、SMB C日興証券は、意見を述べるにあたって、また、その基礎となる合併比率の算定を行うにあたり、あらゆる情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、その正確性及び完全性に依拠しています。SMB C日興証券は、住金物産及び当社の重要な情報が全て適切に開示され、かつ住金物産及び当社の市場株価が住金物産及び当社の重要な情報を全て適切に反映していること、並びに住金物産及び当社の市場株価に悪影響を及ぼす可能性のある未公表又は未開示の情報が存在しないこと、並びにSMB C日興証券に提供された最新の財務諸表及び事業計画の作成の日付以降、住金物産及び当社並びにそれらの関係会社の資産、財務状況、事業又は将来予測に重大な影響を及ぼす状況の変化はないことを前提としております。また、SMB C日興証券は住金物産及び当社のいかなる資産又は負債の独自の評価又は査定も行っておりません。さらに、本合併による住金物産及び当社に対する財務的影響の分析及びその予測を含め、住金物産及び当社からSMB C日興証券に提供され、その分析に利用された財務予測について、SMB C日興証券は、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ住金物産又は当社の入手可能な予測及び判断を反映したものであることを、住金物産の同意に基づき、前提としております。SMB C日興証券の意見及び算定は、住金物産の株主に対して本件に関して株主権の行使その他の関連する事項について何ら推奨を行うものではなく、また、住金物産の株主やその他の者に対して、住金物産の株式の譲渡、譲受その他これらに関連する事項について何ら勧誘若しくは推奨するものではありません。SMB C日興証券の意見は、当該意見の提出日現在において有効な経済、市場及びその他条件、並びにSMB C日興証券が同日までに入手した情報に基づいております。

一方、野村證券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法及びDCF法による算定を行いました。なお、下記の合併比率のレンジは、住金物産の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価平均法（基準日①）	1.056 ～ 1.076
市場株価平均法（基準日②）	1.044 ～ 1.218
類似会社比較法	0.955 ～ 1.439
DCF 法	0.990 ～ 1.269

なお、市場株価平均法については、平成25年4月25日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、基準日①の株価、基準日①から遡る1週間の終値平均株価、基準日①から遡る1ヶ月間の終値平均株価、基準日①から遡る3ヶ月間の終値平均株価、基準日①から遡る6ヶ月間の終値平均株価、並びに「住金物産株式会社と日鐵商事株式會社の経営統合に向けた検討開始について」が公表された平成25年2月7日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、基準日②の株価、基準日②から遡る1週間の終値平均株価、基準日②から遡る1ヶ月間の終値平均株価、基準日②から遡る3ヶ月間の終値平均株価、基準日②から遡る6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

野村證券は、合併比率の算定に際して、提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の合併比率の算定は、平成25年4月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成又は検討されたことを前提としております。

また、野村證券は、下記エ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の取締役会からの依頼に基づき、平成25年4月26日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本合併の合併比率が、当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を当社に提出しております。

なお、当社が各第三者算定機関に対して提出したDCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは主として、円安等外部環境の改善、復興需要の取り込み等による10%程度の鋼材販売数量の増加、鋼材販売価格の上昇等の要素を見込んでいるためです。

住金物産の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれておりません。

イ) 算定の経緯

住金物産は、SMB C日興証券より受領した合併比率算定書を参考に、当社は、野村証券より受領した合併比率算定書を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年4月26日、最終的に上記3.(1)①記載の本合併の合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

ウ) 財務アドバイザーとの関係

住金物産の財務アドバイザーであるSMB C日興証券、当社の財務アドバイザーである野村証券は、それぞれ住金物産及び当社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

エ) 公正性を担保するための措置

住金物産は、合併比率算定書の受領に加え、平成25年4月26日付にて、SMB C日興証券から、上記ア)記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された合併比率が住金物産の株主にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。また、当社は、合併比率算定書の受領に加え、平成25年4月26日付にて、野村証券から、上記ア)記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された合併比率が当社にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

オ) 利益相反を回避するための措置

本合併にあたって、住金物産と当社との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

③合併により増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性

当社の資本金については、合併により増加する額は3,585百万円とし、資本準備金及び利益準備金の額は増加させないことといたします。上記の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に関しましては、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

(2) 住金物産についての最終事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）に係る計算書類等の内容

住金物産の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、同封の「住金物産株式会社の最終事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）に係る計算書類等の内容」に記載のとおりであります。

(3) 住金物産において最終事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

住金物産は当社との間で、平成25年4月26日に本合併契約を締結いたしました。本合併契約の内容につきましては、本議案の「2. 合併契約の内容」の内容をご覧ください。

(4) 当社において最終事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は住金物産との間で、平成25年4月26日に本合併契約を締結いたしました。本合併契約の内容につきましては、本議案の「2. 合併契約の内容」の内容をご覧ください。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成25年10月1日に予定しております住金物産株式会社との合併による経営統合（以下「本合併」といいます。）に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして決議をお願いするものであります。

なお、この定款一部変更の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

(1) 商号の変更

商号を日鉄住金物産株式会社（英文表記：NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN CORPORATION）に変更するものであります（変更後の定款案第1条）。

(2) 事業目的に関する変更

本合併に伴う連結事業推進体制（セグメント）の変更を踏まえ、所要の変更を行うものであります（同第2条）。

(3) 本店の所在地の変更

本店の所在地を東京都港区に変更するものであります（同第3条）。

(4) 発行可能株式総数の変更

本合併に備えるとともに、合併後も機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を2億3,200万株から5億株に増加させるものであります（同第6条）。

(5) 単元未満株式の買増し規定の新設

単元未満株式を保有する株主様が、1単元の株式数（1,000株）まで買増しできるようにすることで、株主様の便宜に供するため、単元未満株式の買増し規定を新設するものであります（同第9条）。

(6) 取締役の員数及び役付取締役に関する規定の変更

本合併に伴い、取締役の員数及び役付取締役に関する規定を見直すものであります（同第19条及び22条）。

(7) 相談役及び執行役員に関する規定の新設

本合併を機に、相談役及び執行役員に関する規定を新設するものであります（同第28条及び29条）。

(8) その他、条文の組み替え、項番号の明記、表現の変更、字句の修正、これら変更に伴う条数の繰り下げ等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 (同左)
<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>日鐵商事株式會社</u>と称し、英文では <u>NIPPON STEEL TRADING CO., LTD.</u> と称する。</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>当社は、<u>日鉄住金物産株式会社</u>と称し、英文では <u>NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN CORPORATION</u> と表示する。</p>
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の売買及び貿易業</p> <p>イ. 鉄鋼、非鉄金属及びこれらの原材料並びに製品、副産物、鉬石、鉬産物</p> <p>ロ. 金属製造・加工用、建設用等の産業用機械器具、電気機械器具、電子通信機械器具、精密機械器具 (計量器、医療機器を含む)、航空機・船舶・車輛等の輸送用機械器具、光学機械器具、機械工具及びこれらに関連する設備並びに部品</p> <p>ハ. 公害防止用、上下水道用、海洋開発用、建築物用、自動販売用、保管用、事務用、住宅用等の設備・機器</p> <p>ニ. 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、土木・建築用資材</p> <p>ホ. 石油化学製品、合成樹脂、ゴム、皮革、工業用・医療用薬品 (火薬・毒劇物を含む)、放射性同位元素、化粧品、肥料、塗料、染料、顔料、油脂及びこれらの原料</p> <p>ヘ. 石炭、石油、圧縮・液化ガスその他燃料類及びこれらの製品並びに容器 (新設)</p>	<p>第2条 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>1. (同左)</p> <p>イ. (同左)</p> <p>ロ. (同左)</p> <p>ハ. (同左)</p> <p>ニ. 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、<u>パルプ、紙、土木・建築用資材</u></p> <p>ホ. 石油化学製品、合成樹脂、ゴム、皮革、工業用・医療用薬品 (火薬・毒劇物を含む)、<u>医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、医療衛生用具、放射性同位元素、化粧品、肥料、飼料、塗料、染料、顔料、油脂及びこれらの原料</u></p> <p>ヘ. (同左)</p> <p>ト. <u>毛、麻、綿、生糸、化学繊維その他の繊維原料、ふとん綿、ウレタンフォーム、羽毛</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>ト. <u>食料、酒類その他飲料、飼料、たばこ、塩、農産・畜産・水産・林産物及びこれらの製品</u></p> <p>チ. <u>繊維、パルプ、紙及びこれらの原材料並びに製品</u></p> <p>リ. <u>貴金属、宝石、美術品、骨董品、室内及び屋外装飾品、事務用品、スポーツ用品、日用雑貨類</u></p> <p>(新設)</p> <p>2. 前号物品の採取、製造、加工、設計、修理、据付業</p> <p>3. 建設業、建設工事の企画・調査・測量・設計及び監理</p> <p>4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業、動産の賃貸借</p> <p>5. 医療施設、遊技・スポーツ施設、保養・観光施設、浴場、飲食店の経営、旅館業、旅行業、クリーニング業、冠婚葬祭業</p> <p>(表現の一部を変更のうえ現行定款第2条11号から移動)</p> <p>6. <u>内外商品等の見本市、展示会、文化、スポーツ等各種催物の企画、誘致及び開催</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7. <u>古物売買業</u></p> <p>8. <u>倉庫業</u></p> <p>9. <u>陸運業、海運業、運送取扱業、港湾運送業、航空運送業</u></p> <p>10. <u>リース業</u></p> <p>11. <u>工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ並びにソフトウェアの売買及び運用</u></p>	<p>チ. <u>糸、織物、編物、不織布、ニット、衣料品、寝具、その他繊維製品</u></p> <p>リ. <u>食糧、食品、清涼飲料、酒類、酒精、たばこ</u></p> <p>(表現の一部を変更のうえ変更案第2条1号のニ、チへ移動)</p> <p>ヌ. (同左)</p> <p>ル. <u>種実、種苗、植木、樹木、花、薬用植物、畜産動物、愛がん用動物、鑑賞用魚</u></p> <p>2. (同左)</p> <p>3. (同左)</p> <p>4. (同左)</p> <p>5. (同左)</p> <p>6. <u>工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用、貸借、販売及び輸出入業</u></p> <p>7. <u>各種イベント、研修会等の企画、制作、運営及び開催</u></p> <p>8. <u>有価証券の保有・売買・運用</u></p> <p>9. <u>ゴルフ会員権、リゾート会員権売買業</u></p> <p>10. (同左)</p> <p>11. (同左)</p> <p>12. <u>陸運業、海運業、運送取扱業、港湾運送業、航空運送業、港湾荷役事業及び船舶解体業</u></p> <p>13. (同左)</p> <p>(表現の一部を変更のうえ変更案第2条6号へ移動)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>12.</u> 農業、牧畜業、林業、水産業、鉱業</p> <p><u>13.</u> 各種情報の収集・処理及び提供に関する事業</p> <p><u>14.</u> 電気通信事業、放送業、広告業、出版・印刷業</p> <p><u>15.</u> 文書作成事務、秘書、受付、通訳、翻訳、電話交換事務、通信機器の操作、システムプログラミング等の業務処理の請負業</p> <p><u>16.</u> 労働者派遣事業 (新設) (新設)</p> <p><u>17.</u> 警備業</p> <p><u>18.</u> 金融業</p> <p><u>19.</u> 各種研修・養成に関する事業</p> <p><u>20.</u> 前各号の代理業、仲立業、問屋業、媒介・取次業</p> <p><u>21.</u> 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務</p> <p><u>22.</u> 前各号に関する一切の事業</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><u>14.</u> (同左)</p> <p><u>15.</u> (同左)</p> <p><u>16.</u> (同左)</p> <p><u>17.</u> (同左)</p> <p><u>18.</u> (同左)</p> <p><u>19.</u> 通信販売業</p> <p><u>20.</u> 発電及び電気の供給に関する事業</p> <p><u>21.</u> (同左)</p> <p><u>22.</u> (同左) (削除)</p> <p><u>23.</u> (同左)</p> <p><u>24.</u> (同左)</p> <p><u>25.</u> (同左)</p> <p>第3条 (同左) 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>第5条 (同左) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,200万株</u>とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>第8条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利（新設） <p>（新設）</p> <p>第9条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、<u>これを取扱わない</u>。</p> <p>第10条（株式取扱規程） 当社の株式に関する事項は、<u>本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章（同左）</p> <p>第6条（同左） 当社の発行可能株式総数は、<u>5億株</u>とする。</p> <p>第7条（同左） 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>第8条（同左） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（同左） 2.（同左） 3.（同左） 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p>第9条（<u>単元未満株式の買増し</u>） 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる</u>。</p> <p>第10条（同左） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する</u>。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない</u>。</p> <p>第11条（同左） 当社の株式に関する<u>取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条（基準日） <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>本定款に定めるもののほか、権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（株主総会の招集） <u>定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u></p> <p>第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> （表現の一部を変更のうえ現行定款第11条から移動）</p> <p>第14条（総会の開催場所） 当社は、東京都各区内で株主総会を開催する。</p> <p>第15条（総会の議長） 株主総会は社長が招集し、その議長となる。 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会が定めた順位により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>（表現の一部を変更のうえ変更案第13条へ移動）</p> <p style="text-align: center;">第3章 （同左）</p> <p>第12条（招集の時期） <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u> （表現の一部を変更のうえ変更案第16条へ移動）</p> <p>第13条（定時株主総会の基準日） <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第14条（同左）</p> <p>第15条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>社長が招集し、その議長となる。</u> ② <u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(表現の一部を変更のうえ現行定款第13条から移動)</p> <p>第16条 (総会の決議方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の定員) 当会社に取締役3名以上を置く。</p>	<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条 (同左) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会等</p> <p>第19条 (取締役の員数) 当会社に取締役15名以内を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第19条</u>（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>第20条</u>（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>第21条</u>（代表取締役） 当社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p><u>第22条</u>（役付取締役） 当社に社長1名、必要に応じて会長1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役中から選定する。</p> <p><u>第23条</u>（取締役会の招集） 取締役会は社長が招集し、その議長となる。 社長に事故があるときは、取締役会<u>の定めるところにより他の取締役が当る。</u> 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。<u>但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p><u>第24条</u>（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p><u>第20条</u>（同左） （同左） ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ （同左）</p> <p><u>第21条</u>（同左）</p> <p><u>第22条</u>（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名を選定することができる。</u></p> <p><u>第23条</u>（取締役会の招集及び議長） 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>社長が招集し、その議長となる。 ② 社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u> ③ 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> ④ （同左）</p> <p><u>第24条</u>（同左）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第26条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第27条（取締役の責任免除） 当会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、取締役の責任を免除することができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第25条（同左）</p> <p>第26条（同左） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条（同左）</p> <p>第28条（相談役） <u>当会社は、必要に応じて、相談役を置くことができる。</u></p> <p>第29条（執行役員） <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条（監査役の定員） 当会社に監査役3名以上を置く。</p> <p>第29条（監査役の選任） 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条（補欠監査役の予選の効力） 監査役の欠員に備えて株主総会において補欠の監査役を選任した場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 （同左）</p> <p>第30条（監査役の員数） (同左)</p> <p>第31条（監査役の選任） (同左)</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条（同左）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第31条</u>（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 （現行定款第34条の表現の一部を変更）</p> <p><u>第32条</u>（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p><u>第33条</u>（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>第34条</u>（常勤監査役及び常任監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 監査役会は必要に応じて、その決議によって常任監査役若干名を選定する。</p> <p><u>第35条</u>（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>第36条</u>（監査役の責任免除） 当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、監査役の責任を免除することができる。</p>	<p><u>第33条</u>（同左） （同左）</p> <p>②（同左）</p> <p><u>第34条</u>（常勤の監査役及び常任監査役） 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。 ② 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役の中から常任監査役若干名を選定することができる。</p> <p><u>第35条</u>（同左） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②（同左）</p> <p><u>第36条</u>（同左）</p> <p>（変更案第34条において表現の一部を変更）</p> <p><u>第37条</u>（同左） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第38条</u>（同左） （同左）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、法令の定めるところに従い、社外監査役との間で、法令の定める限度まで当該社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算等</p> <p><u>第37条</u>（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>第38条</u>（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>第39条</u>（剰余金の配当の基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>当社は、前二項のほか、取締役会の決議により基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>第40条</u>（剰余金の配当の除斥期間） 当社は、剰余金の配当について、その支払開始の日から満3年を経過したときは、支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>②（同左）</p> <p style="text-align: center;">第6章 （同左）</p> <p><u>第39条</u>（同左） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p><u>第40条</u>（同左）</p> <p><u>第41条</u>（同左） （同左）</p> <p>②（同左）</p> <p>③（同左）</p> <p><u>第42条</u>（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

(ご参考)

平成25年10月1日(予定)の本合併後の新定款はこちらをご参照ください。

第 1 章 総 則

第1条 (商号)

当社は、日鉄住金物産株式会社と称し、英文では NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN CORPORATION と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の売買及び貿易業

- イ. 鉄鋼、非鉄金属及びこれらの原材料並びに製品、副産物、鉱石、鉱産物
- ロ. 金属製造・加工用、建設用等の産業用機械器具、電気機械器具、電子通信機械器具、精密機械器具(計量器、医療機器を含む)、航空機・船舶・車輛等の輸送用機械器具、光学機械器具、機械工具及びこれらに関連する設備並びに部品
- ハ. 公害防止用、上下水道用、海洋開発用、建築物用、自動販売用、保管用、事務用、住宅用等の設備・機器
- ニ. 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、パルプ、紙、土木・建築用資材
- ホ. 石油化学製品、合成樹脂、ゴム、皮革、工業用・医療用薬品(火薬・毒劇物を含む)、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、医療衛生用具、放射性同位元素、化粧品、肥料、飼料、塗料、染料、顔料、油脂及びこれらの原料
- ヘ. 石炭、石油、圧縮・液化ガスその他燃料類及びこれらの製品並びに容器
- ト. 毛、麻、綿、生糸、化学繊維その他の繊維原料、ふとん綿、ウレタンフォーム、羽毛
- チ. 糸、織物、編物、不織布、ニット、衣料品、寝具、その他繊維製品
- リ. 食糧、食品、清涼飲料、酒類、酒精、たばこ
- ヌ. 貴金属、宝石、美術品、骨董品、室内及び屋外装飾品、事務用品、スポーツ用品、日用雑貨類
- ル. 種実、種苗、植木、樹木、花、薬用植物、畜産動物、愛がん用動物、鑑賞用魚

2. 前号物品の採取、製造、加工、設計、修理、据付業

- 3. 建設業、建設工事の企画・調査・測量・設計及び監理
- 4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業、動産の賃貸借
- 5. 医療施設、遊技・スポーツ施設、保養・観光施設、浴場、飲食店の経営、旅館業、旅行業、クリーニング業、冠婚葬祭業
- 6. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用、貸借、販売及び輸出入業
- 7. 各種イベント、研修会等の企画、制作、運営及び開催
- 8. 有価証券の保有・売買・運用

9. ゴルフ会員権、リゾート会員権売買業
10. 古物売買業
11. 倉庫業
12. 陸運業、海運業、運送取扱業、港湾運送業、航空運送業、港湾荷役事業及び船舶解体業
13. リース業
14. 農業、牧畜業、林業、水産業、鉱業
15. 各種情報の収集・処理及び提供に関する事業
16. 電気通信事業、放送業、広告業、出版・印刷業
17. 文書作成事務、秘書、受付、通訳、翻訳、電話交換事務、通信機器の操作、システムプログラミング等の業務処理の請負業
18. 労働者派遣事業
19. 通信販売業
20. 発電及び電気の供給に関する事業
21. 警備業
22. 金融業
23. 前各号の代理業、仲立業、問屋業、媒介・取次業
24. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務
25. 前各号に関する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、5億株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、1,000株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条（招集の時期）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（総会の開催場所）

当社は、東京都各区内で株主総会を開催する。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、社長が招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会等

第19条（取締役の員数）

当会社に取締役15名以内を置く。

第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、取締役の責任を免除することができる。

第28条（相談役）

当社は、必要に応じて、相談役を置くことができる。

第29条（執行役員）

取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会

第30条（監査役の員数）

当会社に監査役3名以上を置く。

第31条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席

し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（補欠監査役の予選の効力）

監査役の欠員に備えて株主総会において補欠の監査役を選任した場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤の監査役及び常任監査役）

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

- ② 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役の中から常任監査役若干名を選定することができる。

第35条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

第36条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第37条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条（監査役の責任免除）

当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、監査役の責任を免除することができる。

- ② 当社は、法令の定めるところに従い、社外監査役との間で、法令の定める限度まで当該社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算 等

第39条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第40条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第41条（剰余金の配当の基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当として剰余金の配当をすることができる。

- ② 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当として剰余金の配当をすることができる。
- ③ 当社は、前二項のほか、取締役会の決議により基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第4号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、候補者のうち取締役横山雄治、齋藤晴洋の両氏は本議案により選任された場合、第2号議案に係る住金物産株式会社との合併の効力発生日の前日（平成25年9月30日予定）をもって辞任する予定です。

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
1	樋 渡 健 治 (昭和28年1月16日)	平成19年4月 新日本製鐵(株) (現、新日鐵住金(株)) 執行役員、大阪支店長 平成23年4月 同社常務執行役員、厚板事業部長、建材事業部長 平成24年10月 新日鐵住金(株)常務執行役員、厚板事業部長、建材事業部長 平成25年4月 同社執行役員、当社顧問 現在に至る	—
2	山 口 和 夫 (昭和24年11月16日)	平成18年10月 三井物産(株)駐中国副総代表 三井物産(中国)有限公司副董事長 三井物産(上海)貿易有限公司董事長・総経理 平成19年4月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役、常務執行役員 平成20年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	66,000株
3	横 山 雄 治 (昭和24年5月28日)	平成16年9月 新日本製鐵(株) (現、新日鐵住金(株)) より宝鋼新日鐵自動車鋼板有限公司に出向 董事・副総経理 平成20年4月 当社専務執行役員 平成20年6月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	55,000株

	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
4	さいとう はるひろ 齋藤晴洋 (昭和25年8月1日)	平成16年6月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役、執行役員 平成17年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役、常務執行役員 平成22年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	78,000株
5	たまがわ あきお 玉川明夫 (昭和27年12月23日)	平成7年11月 新日本製鐵(株) (現、新日鐵住金(株)) よりエヌエス・カルコンプ(株) (現、日本オセ(株)) に出向 平成12年6月 当社資金部長 平成16年4月 当社参与、財務部長 平成17年4月 当社執行役員、財務部長 平成19年4月 当社執行役員、企画部長 平成21年4月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役、常務執行役員 平成23年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	47,000株
6	うえむら あきお 植村明男 (昭和26年11月3日)	平成16年4月 当社参与、総務人事部長 平成17年4月 当社執行役員、総務人事部長 平成18年4月 当社執行役員、人事秘書部長 平成21年4月 当社常務執行役員、人事秘書部長 平成22年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る	54,000株

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
7	かず 上 総 諭 (昭和28年12月17日)	平成19年4月 当社参与、大阪支店薄板部長 平成21年4月 当社参与、名古屋支店長 平成22年4月 当社執行役員、名古屋支店長 平成24年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る	23,000株
8	いまくぼ てつ お 今久保 哲 大 (昭和21年12月4日)	平成17年4月 新日本製鐵株(現、新日鐵住金株) 常務取締役 平成20年4月 同社代表取締役副社長 平成21年4月 同社取締役、当社顧問 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	69,000株

- (注) 1. 上記の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平成25年4月1日から平成25年6月21日(第36回定時株主総会終結の時)迄の当社における担当は、11～12ページに記載してあります。

第5号議案 合併に伴う取締役8名選任の件

平成25年10月1日に予定しております住金物産株式会社（以下「住金物産」といいます。）との合併（以下「本合併」といいます。）に伴い新たに就任することとなる取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式及び住金 物産株式の数
1	みや しか いち ろう 宮坂 一郎 (昭和23年11月10日)	平成14年4月 住友金属工業(株) (現、新日鐵住金(株)) 常務執行役員 平成18年4月 同社専務執行役員、名古屋支店長 平成20年6月 同社取締役、専務執行役員、鋼板・建材カンパニー長 平成21年4月 住友金属物流(株) (現、日鉄住金物流(株)) 執行役員副社長 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社代表取締役社長 平成25年4月 住金物産顧問 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 —
2	おか だ みつ のり 岡田 充 功 (昭和25年7月19日)	平成17年4月 住友金属工業(株) (現、新日鐵住金(株)) 常務執行役員 平成21年4月 同社専務執行役員、交通産機品カンパニー長 平成21年6月 同社取締役、専務執行役員、交通産機品カンパニー長 平成23年4月 同社取締役、住金物産顧問 平成23年6月 住金物産取締役副社長、産機・インフラ事業カンパニー長 平成24年6月 同社代表取締役社長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 80,000株

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式及び住金 物産株式の数
3	え ぐち つね あき 江口恒明 (昭和25年12月5日)	平成15年4月 住金物産執行役員 平成17年4月 同社常務執行役員 平成17年6月 同社取締役、常務執行役員 平成19年4月 同社取締役、専務執行役員、繊維カンパニー長 平成24年6月 同社取締役副社長、繊維カンパニー長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 62,000株
4	かま た けん じ 鎌田健治 (昭和26年3月4日)	平成13年6月 住友金属工業(株)(現、新日鐵住金(株)) 監査役室長 平成15年3月 住金物産執行役員 平成15年6月 同社取締役、執行役員 平成16年4月 同社取締役、常務執行役員 平成16年6月 同社取締役、常務執行役員、管理本部長 平成19年4月 同社取締役、専務執行役員、企画管理本部長 平成24年6月 同社取締役副社長、企画管理本部長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 105,000株
5	しも とり えつ お 霜鳥悦功 (昭和28年11月4日)	平成16年10月 住金物産執行役員、鉄鋼企画部長 平成20年4月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役、常務執行役員 平成23年4月 同社取締役、専務執行役員、鉄鋼カンパニー長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 69,000株
6	くり た けい じ 栗田啓二 (昭和28年2月4日)	平成17年4月 住金物産執行役員、畜産第二部長 平成18年6月 日協食品(株)取締役社長 平成20年4月 住金物産常務執行役員、食糧カンパニー長 平成20年6月 同社取締役、常務執行役員、食糧カンパニー長 平成23年4月 同社取締役、専務執行役員、食糧カンパニー長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 52,000株

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式及び住金 物産株式の数
7	たけだまさはる 竹田政晴 (昭和28年3月30日)	平成18年6月 住金物産執行役員、機械部長 平成20年6月 同社執行役員、住金物産マテックス㈱取締役社長 平成23年4月 同社常務執行役員、住金物産マテックス㈱取締役社長 平成23年6月 同社常務執行役員、新規事業推進室長 平成24年6月 同社取締役、専務執行役員、産機・インフラ事業カンパニー長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 33,261株
8	あまやがしゅん 天谷雅俊 (昭和18年11月18日)	平成11年6月 住友金属工業㈱(現、新日鐵住金㈱) 常務執行役員、条鋼事業部長兼ステンレス・チタン事業部長 平成14年4月 同社専務執行役員、鋼板・建材カンパニー長 平成14年6月 同社取締役、専務執行役員、鋼板・建材カンパニー長 平成15年4月 同社取締役、副社長 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年4月 同社取締役、住金物産顧問 平成17年6月 住金物産代表取締役社長 平成24年6月 同社代表取締役会長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 364,000株

(注) 上記の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

第6号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小倉良弘氏は任期満了となり、監査役海老原生夫氏は辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、現在の監査役のうち渡辺行雄氏は、第2号議案に係る住金物産株式会社との合併の効力発生日の前日（平成25年9月30日予定）をもって辞任する予定です。

	氏名 (生年月日)	略歴等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
1	いま ぼやし やす ひろ 今 林 靖 博 (昭和27年1月21日)	平成6年10月 新日本製鐵(株) (現、新日鐵住金(株)) 知的財産部総括室長 平成16年4月 当社参与、法務部長 平成18年4月 当社参与、総務法務部長 平成19年4月 当社執行役員、総務法務部長 平成22年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る	36,000株
2	お ぐら よし ひろ 小 倉 良 弘 (昭和20年12月8日)	昭和48年4月 弁護士登録 新家猛法律事務所入所 昭和57年4月 小倉・田中法律事務所 (現、ひびき法律事務所) 設立 平成6年6月 東京航空計器(株)監査役 (非常勤、現任) 平成8年3月 (株)武富士仮監査役(非常勤) 平成8年6月 同社監査役 (非常勤) 平成21年6月 当社監査役 (非常勤) 平成23年10月 (株)武富士監査役退任 現在に至る	1,000株

(注) 1. 上記の監査役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 小倉良弘氏は、会社法に定める社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者小倉良弘氏は、平成25年6月26日付で東芝機械(株)の社外取締役役に就任予定であります。

4. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 小倉良弘氏は、弁護士としての長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、企業経営者としてのご経験はありませんが、弁護士として企業法務に関して豊富な経験を有しておられますので、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

また、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- (2) 当社は小倉良弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 当社は、小倉良弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。

第7号議案 合併に伴う監査役2名選任の件

平成25年10月1日に予定しております住金物産株式会社（以下「住金物産」といいます。）との合併（以下「本合併」といいます。）に伴い新たに就任することとなる監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式及び住金 物産株式の数
1	あらやしきのぶ ゆき 新屋敷 信 幸 (昭和28年8月29日)	平成19年4月 住友金属工業(株) (現、新日鐵住金(株)) 営業総括部長 平成19年6月 住金物産監査役、 住友金属工業(株)営業総括部長 平成21年1月 住金物産監査役、 住友金属工業(株)監査部兼監査役室参与 平成21年6月 住金物産監査役 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 45,000株
2	わた なべ つよし 渡 部 毅 (昭和16年12月20日)	平成11年6月 東レ(株)取締役、テキスタイル事業部門長 平成13年6月 東レインターナショナル(株)代表取締役副社長 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成19年6月 同社相談役 平成21年6月 住金物産監査役 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 —

- (注) 1. 上記の監査役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新屋敷信幸氏及び渡部毅氏は、会社法に定める社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
(1) 新屋敷信幸氏は、鉄鋼業界における長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
(2) 渡部毅氏は、繊維業界における長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
(3) 住金物産は、渡部毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
(4) 当社は新屋敷信幸氏及び渡部毅氏の選任が承認された場合には、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任あずさ監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

なお、同候補者は、住金物産株式会社（以下「住金物産」といいます。）の会計監査人であり、当社は平成25年10月1日に住金物産との合併を予定しております。

本議案の会計監査人候補者は、本総会の終結の時をもって会計監査人に就任いたします。

名 称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在場所	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル
沿 革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 平成2年2月 監査法人トーマツに名称を変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、法人名称を有限責任監査法人トーマツに変更
概 要	① 資本金 772百万円（平成25年3月末現在） ② 人員構成 社員（公認会計士） 553名 特定社員 103名 職員：公認会計士 2,367名 公認会計士試験合格者等 1,377名（会計士補を含む） その他専門職 699名 事務職 481名 合 計 5,580名（平成25年3月末現在） ③ 関与会社数 3,599社（平成24年9月末現在）

第9号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の当社の取締役の報酬額は平成2年6月28日開催の第13回定時株主総会において月額3,400万円以内、監査役の報酬額は平成18年6月28日開催の第29回定時株主総会において月額600万円以内としてご承認いただき、今日に至っております。

平成25年10月1日に予定しております住金物産株式会社との合併（以下「本合併」といいます。）に伴い取締役及び監査役が増員されることを考慮いたしまして、取締役報酬額を月額7,000万円以内、監査役報酬額を月額800万円以内に改定させていただきたいと存じます。

現在の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名ですが、第2号議案（当社と住金物産株式会社との合併契約承認の件）、第4号議案（取締役8名選任の件）、第5号議案（合併に伴う取締役8名選任の件）、第6号議案（監査役2名選任の件）、第7号議案（合併に伴う監査役2名選任の件）が原案どおり可決されますと、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）には、取締役は14名、監査役は5名となる予定です。

なお、この報酬額改定の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

以 上

会場ご案内地図

会場……新大手町ビル7階 当社会議室

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

電話 03-6225-3500



<交通のご案内>

○JR………東京駅 (丸の内北口：徒歩約5分)

○地下鉄…東京駅 (丸ノ内線：徒歩約7分)

大手町駅 (東西線：徒歩約1分、丸ノ内線：徒歩約5分、

半蔵門線：徒歩約5分、三田線：徒歩約10分、

千代田線：徒歩約10分)

(ご参考)

大手町駅をご利用の方は次の出口よりお越しいただくのが便利と存じます。

丸ノ内線、半蔵門線をご利用の方はA5番出口

東西線、三田線、千代田線をご利用の方はB3番出口